

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月四日

広島県収用委員会 会長 竹内 俊子

広島県収用委員会規則第一号

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

広島県収用委員会運営規則（昭和三十年広島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「会議」の下に「（以下「会議」という。）」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第二条第一項中「もつて」を「もつて」に改める。

第四条第二号、第三号及び第七号中「あつた」を「あつた」に改め、同条第十三号中「法第百十七号」を「法第百十七条」に改め、同条第十七号中「あつた」を「あつた」に改める。

第五条の見出しを「（会議招集等の通知）」に改め、同条中「会議を招集しようとするとき」を「会議を招集し、又は審理を行おうとするとき」に、「審理の期日及び場所」を「その期日及び場所」に改める。

第六条中「会議」の下に「又は審理」を加え、「招集の期日までに」を「あらかじめ」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（指名委員の指名）

第六条の二 法第六十条の二第一項の規定により審理又は調査に関する事務の一部を委任する委員（以下「指名委員」という。）の指名及び委任する事務の範囲については、委員会の議決による。

（指名委員が複数の場合の事務の処理）

第六条の三 同一の事務に関して、複数の指名委員が指名された場合（以下「指名委員が複数の場合」という。）における当該事務の処理は、当該指名委員全員の合意に基づいて行う。ただし、当該事務の処理について当該指名委員全員の合意が得られない場合は、委員会の議決に従ってこれを行う。

2 指名委員が複数の場合における当該事務の経過及び結果については、要点記録を作成し、当該指名委員全員がこれに署名押印しなければならない。

3 指名委員が複数の場合における審理の手続は、当該指名委員のうちから委員会が指名した者が指揮する。

（指名委員の監督）

第六条の四 指名委員は、その委任を受けた事務について、会議で報告しなければならない。

2 委員会は、指名委員に対し、必要な指示をすることができる。

第七条に見出しとして「職員の出席」を付し、同条中「会長」の下に「又は指名委員」を、「会議」の下に「及び審理」を加え、「庶務を処理」を「事務を整理」に改める。

第八条に見出しとして「議事録」を付し、同条の次に次の二条を加える。

(審理の運営)

第八条の二 審理の運営に関する事項は、法及びこの規則に規定するもののほか、委員会の議決によって別に定める。

(告示等の方法)

第八条の三 広島県公告式条例(昭和二十五年広島県条例第四十六号)第四条の規定は、同条例第五条第二項の規定により規程の公表を行う場合のほか、委員会が告示をし、又は公告をするときについても準用する。ただし、同条例第四条第一項中「知事名」とあるのは「収用委員会会長の名」と、「知事印」とあるのは「収用委員会会長の印」と読み替えるものとする。

第九条に見出しとして「(公印)」を付し、同条中「収用」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。